

第1章 とうべつ健康プラン21(第2次)中間評価の考え方

I 背景

わが国において、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、平成24年7月に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21（第2次）」が示され、今後10年間の方向性として、①健康寿命（※1）の延伸・健康格差（※2）の縮小、②主要な生活習慣病の発生予防・重症化予防、③社会機能の維持・向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口の健康に関する生活習慣および社会環境の改善が提案されました。

当別町においても、国の「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）」の趣旨に沿って、平成17年に「とうべつ健康プラン21」、平成21年に「とうべつ健康プラン21改訂版」、平成25年3月に「とうべつ健康プラン21(第2次)」を策定しています。

II 中間評価の考え方

平成25年3月に策定した「とうべつ健康プラン21(第2次)」(10か年計画)では、「身体活動・運動」「栄養・食生活」「こころの健康」「歯・口の健康」など健康的な生活習慣による一次予防対策と「糖尿病・循環器疾患・がんなどの生活習慣病」の早期発見・早期治療を推進する二次予防対策を推進するとともに、健康づくりの基盤整備として「感染症等に対する対策」「保健・医療体制の確保」を基本目標として、生涯を通じ住民一人ひとりが、自らの健康を保ち心豊かに生活できるよう、行政、地域、学校、職場、関係機関・団体などが協働で健康づくりを推進する計画としています。

本年が中間評価の年となることから、現在の健康課題を分析し明確化するとともに、とうべつ健康プラン21検討委員会や町民セミナー及びヒアリングを介して町民の皆様の意見を反映し、計画の後半期に推進すべき施策を具体化することで、最終年度の目標の達成に向けて、分野別の健康づくり推進施策を策定し改訂いたします。

(※1) 健康寿命…WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護を必要とする機関を引いた期間。

(※2) 健康格差…健康日本21（第2次）に新たに掲げられた取組方針の一つで、地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。代表的な指標は健康寿命。

Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、平成 34 年度に評価を行います。

計画名	平成																			
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
とうべつ健康 プラン 21																				
とうべつ健康 プラン 21 (改訂版)																				
とうべつ健康 プラン 21(第 2 次)																				
とうべつ健康プラ ン 21(第 2 次) 改訂版																				

The diagram illustrates the timeline for four health plans:

- とうべつ健康プラン 21:** Policy setting (策定) occurs from Heisei 17 to 21. The plan is extended (延長) from Heisei 21 to 25.
- とうべつ健康プラン 21 (改訂版):** Intermediate evaluation (中間評価) is conducted from Heisei 21 to 22, and a final evaluation (評価) is conducted from Heisei 22 to 23.
- とうべつ健康プラン 21(第 2 次):** Policy setting (策定) occurs from Heisei 25 to 29. An intermediate evaluation (中間評価) is conducted from Heisei 29 to 30.
- とうべつ健康プラン 21(第 2 次) 改訂版:** Policy setting (策定) occurs from Heisei 30 to 33. A final evaluation (評価) is conducted from Heisei 33 to 34.

IV 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく、市町村健康増進計画として位置づけま
す。

国の「健康日本21(第2次)」で示された指針を踏まえながら、当別町総合計画や地域
福祉計画などの上位計画や当別町の関連計画と整合性を図るものとします。

